

第1浄水場更新事業

水道施設運転維持管理業務委託契約書

(案)

令和 年 月

篠栗町

運転維持管理業務委託契約書

1 委託名 第1浄水場更新事業水道施設運転維持管理業務委託

2 履行場所 別紙1のとおり

3 履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

4 業務委託料 [総額] 金 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 円)
[年額] 金 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所又は所在地 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号
商号又は名称 篠栗町
代表者名又は氏名 篠栗町長 三浦 正 印

受注者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名 印

第1浄水場更新事業
水道施設運転維持管理業務委託契約書

目 次

第1条（目的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（総則）	2
第4条（指示等及び協議の書面主義）	2
第5条（関係法令の遵守）	3
第6条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	3
第7条（業務計画書の提出）	3
第8条（契約保証金）	3
第9条（本件業務の期間）	3
第10条（本件業務の内容）	4
第11条（権利義務の譲渡等）	5
第12条（知的財産権の帰属）	5
第13条（第三者の権利侵害）	5
第14条（一括再委託の禁止）	5
第15条（監督職員）	6
第16条（受注者の実施体制）	6
第17条（施設機能の確認及び使用）	7
第18条（委託業務の調査等）	7
第19条（貸与品等）	7
第20条（委託業務内容の変更等）	8
第21条（履行期間の変更）	8
第22条（業務委託料等の変更方法）	8
第23条（性能保証）	8
第24条（事故発生の通知）	8
第25条（水質異常に対する措置）	8
第26条（協働の措置）	9
第27条（臨機の措置）	9
第28条（電力・薬品・資材等の調達）	9
第29条（セルフモニタリング）	9
第30条（実施状況の確認）	10
第31条（改善要求措置）	10

第 32 条（一般的損害）	10
第 33 条（第三者に及ぼした損害）	10
第 34 条（修繕工事）	11
第 35 条（施設更新の請求）	11
第 36 条（施設改良等）	11
第 37 条（業務の検査等）	12
第 38 条（業務委託料の支払い）	12
第 39 条（水量の変動に基づく委託料の調整）	12
第 40 条（物価の変動等に基づく委託料の変更）	12
第 41 条（業務委託料の減額又は支払停止等）	13
第 42 条（不可抗力による損害）	13
第 43 条（法令等の変更に伴う通知の付与）	14
第 44 条（法令等の変更に伴う協議及び追加費用の負担）	14
第 45 条（発注者の任意解除権）	14
第 46 条（予算の減額又は削除に伴う解除等）	14
第 47 条（発注者の催告による解除権）	15
第 48 条（発注者の催告によらない解除権）	15
第 49 条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	16
第 50 条（受注者の催告による解除権）	17
第 51 条（受注者の催告によらない解除権）	17
第 52 条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	17
第 53 条（本件業務終了に伴う業務引継）	17
第 54 条（解除に伴う措置）	17
第 55 条（契約不適合責任）	18
第 56 条（履行遅滞の場合における遅延違約金）	19
第 57 条（発注者の損害賠償請求等）	19
第 58 条（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い）	20
第 58 条の 2（賠償の予定）	20
第 59 条（受注者の損害賠償請求権等）	21
第 60 条（賠償金等の請求等）	21
第 61 条（契約の変更）	22
第 62 条（秘密保持）	22
第 63 条（個人情報の保護）	23
第 64 条（遅延利息）	24
第 64 条の 2（相殺）	24
第 65 条（業務従事者災害等）	24

第 66 条（情報通信の技術を利用する方法）	24
第 67 条（補則）	24

業務委託約款

(目的)

第1条 本契約は、篠栗町（以下「発注者」という。）が実施する第1浄水場更新事業水道施設運転維持管理業務委託（以下「本件業務」という。）に適用するもので、第1浄水場更新事業基本契約書に基づき、受注者が行う本件業務に必要とされる事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「本事業」とは、発注者が実施する第1浄水場更新事業をいう。
- (2) 「本契約」とは、第1浄水場更新事業水道施設運転維持管理業務委託契約書（以下「本契約書」という。）並びに募集要項等及び提案書を内容とする本件業務の委託契約をいう。
- (3) 「本施設」とは、[第1浄水場更新事業水道施設詳細設計・建設工事請負契約書]に基づき受注者が工事場所に建設する施設、設備、備品等のすべて、及び継続利用施設、並びに場外施設一式をいう。
- (4) 「維持」とは、本施設の機能及び性能を要求水準書等に定められた水準又は実用上支障のない状態に保つことをいう。
- (5) 「要求水準書等」とは、本事業の提案募集にあたり発注者が公表した書類（要求水準書、募集要項等）及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面のすべてをいう。
- (6) 「契約書等」とは、本契約、提案書、要求水準書等、設計図書並びに本契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。
- (7) 「提案書」とは、受注者が応募書類の一部として発注者に提出した、本事業に関する提案が記載された書面のすべてをいう。
- (8) 「第三者」とは、発注者及び受注者が属するグループの構成企業以外の者をいう。
- (9) 「法令等」とは、法律・条令・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通達、ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁裁判所若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいい、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定され、又は改廃されることをいう。
- (10) 「指示等」とは、指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除をいう。
- (11) 「設計図書」とは、設計図書及び完成図書その他〔第1浄水場更新事業建設工事請負契約書〕に基づいて発注者の要求に基づき作成される一切の書類をいう。
- (12) 「不可抗力」とは、発注者及び受注者のいずれの責にも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、地震、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものをいう。
ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。

(13) 「履行期間」とは、頭書に定める履行期間をいう。

(総則)

第3条 発注者及び受注者は、この約款に基づき、要求水準書等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。本契約書、要求水準書等及び提案書の間に齟齬がある場合、本契約書、要求水準書等、提案書の順にその解釈が優先するものとし、本契約書、要求水準書等又は提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書等に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書が要求水準書等に優先するものとする。

- 2 受注者は、本契約書記載の委託業務を契約書記載の委託契約の期間（以下「履行期間」という。）において履行するものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは要求水準書等に特別の定めがある場合、又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 この契約書本体頭書の「業務委託料」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。
- 12 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更以前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第4条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(関係法令の遵守)

第5条 受注者は、業務の履行にあたり、水道法、河川法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、労働者災害補償保険法、篠栗町水道事業給水条例、その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本件業務を実施するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第6条 受注者は、本施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本件業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 発注者は、本件業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(業務計画書の提出)

第7条 受注者は、この契約締結後7日以内に要求水準書等に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は要求水準書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約保証金)

第8条 受注者は、篠栗町財務規則（平成10年規則第6号）の規定に基づき、必要があると認められるときは、この契約の締結と同時に保証を付さなければならない。

(本件業務の期間)

第9条 本件業務を委託する期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1浄水場既設設備及び場外設備

令和9年4月1日～令和11年5月31日（2年2ヶ月）

(2) 第1浄水場新設設備及び場外設備

令和11年6月1日～令和26年3月31日（14年10ヶ月）

(本件業務の内容)

第10条 本件業務の内容は、次の各号に定める業務とし、詳細は要求水準書等及び提案書に定めるとおりとする。

(1) 浄水場運転維持管理業務

a. 運転管理業務

・運転監視操作業務

・水質管理業務（毎日水質検査、定期水質検査補助を含む）

・薬品調達管理業務

・保安管理

・衛生管理業務

・文書等管理業務

b. 維持管理業務

・保守点検業務（巡回点検、定期点検、法定・自主点検等）

・修繕業務

　　突発修繕、簡易な補修・修繕（既存施設の設備、新設設備）

c. 緊急対応業務

(2) 場外施設（取水井、中継ポンプ場、配水池）

a. 運転管理業務

・運転監視操作業務

・薬品調達管理業務

・保安管理

・衛生管理業務

・文書等管理業務

b. 維持管理業務

・保守点検業務（巡回点検、定期点検、法定・自主点検等）

・修繕業務

　　突発修繕、簡易な補修・修繕（既存施設の設備、新設設備）

c. 緊急時対応業務

(3) 水道用地

・保安管理

・衛生管理業務

(4) その他

- ・検満量水器交換、工事立会補助、浄化槽保守点検、施設見学補助、定期水質検査補助

- 2 前項の定めにかかわらず、受注者は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営し、かつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
- 3 受注者は、建設事業者が実施する本施設の試運転において、必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 11 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(知的財産権の帰属)

第 12 条 発注者及び受注者は、業務報告書（第 37 条第 1 項に定義される。）に係る著作権の帰属に関しては、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 本件業務で、発注者のために新規に作成された業務報告書の著作権は、受注者に帰属するものとする。ただし、発注者はこれを無償で、かつ、無期限に任意の方法で独占的に利用すること（加工することを含む。）ができるものとし、受注者はこれを異議なく許諾する。その利用の権利は、本契約の終了後も存続するものとする。また受注者は、自ら又は著作者をして、業務報告書に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、発注者又は受注者が従前から有している既存の著作物の著作権で、業務報告書に利用されているものは、当該発注者又は受注者に帰属するものとする。なお、従前から受注者に帰属する著作物については、受注者は、発注者に対し著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に基づく利用を無償で、かつ、無期限で許諾するものとする。ただし、発注者は、受注者の承諾を得ずに当該著作物を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(第三者の権利侵害)

第 13 条 受注者は、本件業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利及びその他一切の権利に抵触しないようにするとともに、当該権利に抵触し又は抵触するおそれのある場合には、直ちにその旨を発注者に通知し、受注者の責任と費用負担でその問題を解決するものとする。ただし、当該問題が発注者の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、本契約に基づいて作成される業務報告書及び発注者に開示する情報について、第三者が保有する営業秘密に該当しないものであることを保証する。

(一括再委託の禁止)

第14条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が要求水準書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。ただし、発注者が要求水準書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

第15条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、契約書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する業務内容を完了させるための受注者又は受注者の運転維持管理業務責任者に対する指示
- (2) 契約書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の運転維持管理業務責任者との協議
- (4) 業務の進捗状況の確認、要求水準書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 発注者は、監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(受注者の実施体制)

第16条 受注者は、本件業務を実施するため、運転維持管理責任者並びに業務従事者を定め、発注者に通知するものとする。また、その者を変更したときも同様とする。

- 2 運転維持管理責任者は、水道に関する高度な技術力及び浄水施設の運転管理、維持管理の実務経験を有しているほか、本施設に常駐し、本件業務における責任者として、業務従事者を指揮監督し本件業務の実施を総括するものとする。
- 3 受注者は、業務従事者について、本件業務と類似する維持管理業務に関して実務経験を有している者を複数名従事させることとする。
- 4 受注者は、業務従事者に対し、使用者として法律に規定されたすべてに義務を負うとともに、妥当な労働条件及び賃金の確保に努めなければならない。

(施設機能の確認及び使用)

第17条 発注者及び受注者は、業務準備期間終了日（令和[]年[]月[]日）までの間に、本施設等の性状、規格、機能、数量その他の内容について、双方立会いの上、確認するものとする。

- 2 受注者が本件業務を遂行するにあたり、発注者は、本施設内に受注者の事務室を確保し、受注者に無償で使用させるものとする。
- 3 本契約に従い受注者が調達する義務を負うものを除き、発注者は受注者による本件業務遂行にあたって必要な施設、機材、資材、駐車場、その他受注者が合理的に要求するものを無償で貸与し、又は支給する。
- 4 発注者は、本施設について、本件業務を安全に行うために必要な措置を講じるものとする。
- 5 受注者は、第2項の規定により貸与を受けた借用事務室について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管しなければならない。

(委託業務の調査等)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(貸与品等)

第19条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、要求水準書等に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡し日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、契約書等に定めるところにより、業務の完了、要求水準書等の変更によって不<用となつた貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能と

なったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第20条 発注者は、必要がある場合には本件業務の内容を変更し、又は本件業務を一時中止することを受注者に請求することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の変更)

第21条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかなときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前二項の場合を除き、履行期間の変更については、発注者と受注者とが次条にしたがって定める。

(業務委託料等の変更方法)

第22条 第20条又は前条の規定により、業務委託料又は履行期間の変更を行う場合における業務委託料及び履行期間は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(性能保証)

第23条 受注者は、発注者に対し、契約期間を通じ要求水準書等に定める供給水量、水質及び他の性能を保証するものとする。

(事故発生の通知)

第24条 受注者は、本件業務の履行に際し契約期間に事故が生じたときは、直ちに発注者に連絡するとともに、遅滞なくその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

(水質異常に対する措置)

第25条 净水場の净水水質（以下「净水水質」という。）が要求水準書等に定める水準を満た

さないときは、受注者は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、発注者にその状況を報告するものとする。

- 2 済水水質が水道法に定める水質基準を満たさないとき又はそのおそれがあるときは、受注者は直ちにその旨を発注者に報告し、その対応を協議しなければならない。
- 3 前項の場合において必要と認めるときは、受注者は要求水準書等に基づき送水及び給水を停止することができる。
- 4 前二項の規定により、第三者に損害が生じるおそれがある場合は、発注者及び受注者は、次条の規定により損害の防止に努めるものとする。

(協働の措置)

第26条 前条の規定による第三者への影響を最小限に止めるため、発注者及び受注者は協働して必要な措置を講ずるものとし、発注者は、最大限の誠意と努力をもって、受注者に協力しなければならない。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について、発注者がこれを負担する。

(電力・薬品・資材等の調達)

第28条 受注者は、第19条の規定により発注者から受注者に貸与されるものを除き、受注者は、自己の責任と費用により、本件業務の実施に必要となる消耗品、資機材、薬品、事務備品その他の物品を調達しなければならない。

- 2 受注者が、浄水処理に使用する薬品は、発注者の承諾を得たものに限るものとする。

(セルフモニタリング)

第29条 受注者は、本契約の履行にあたり、業務品質向上のためセルフモニタリングを実施するものとする。

- 2 受注者は、セルフモニタリングの実施にあたり、モニタリング実行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 受注者は、セルフモニタリングの実施にあたり、水道浄水施設管理技士1級の資格を有する者をモニタリングメンバーとして組織しなければならない。
- 4 セルフモニタリングは、第三者に委託又は請負わせができるものとする。
- 5 受注者は、受注者によるセルフモニタリングを行った結果を発注者に対して報告し、当該結果について、発注者の確認及び承諾を取得しなければならない。

(実施状況の確認)

第30条 発注者は、履行期間中、自己の費用により、受注者が実施する本件業務の質及び内容を確保するため、次項の定めるところにより本件業務の実施状況を確認する。

- 2 発注者は、第37条に規定する業務報告書に基づき、受注者の立ち会いのうえ、書類検査及び現地検査により、本件業務の実施状況を確認する。
- 3 前項によるほか、発注者は、必要と認めたときは、受注者に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を検査することができる。
- 4 前項の場合において、受注者は、業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど発注者に協力する。

(改善要求措置)

第31条 前条による確認の結果、要求水準書等に定める水準の未達が判明した場合には、発注者は、受注者に対して、当該未達部分を明らかにし、その是正のため、改善要求措置をとるものとし、受注者は、これに応じなければならない。

- 2 前項の改善要求措置に係る一切の費用は、受注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第32条 業務の処理に関し発生した損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。以下この条において「損害」という。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第33条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）については、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（本契約に定めるところにより付された

保険によりてん補された部分を除く。) のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(修繕工事)

第34条 受注者は、契約期間内において、委託施設・設備の故障又は修繕を行う必要が生じたときは、速やかに発注者に報告の上その対応を協議する。

- 2 前項の規定による協議の結果、発注者が受注者に修繕工事を指示したときは、受注者は、修繕工事に係る費用及び内容を発注者に提出し、修繕工事を行う。

(施設更新の請求)

第35条 委託施設を修繕してもなお、その機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は委託施設の機能を維持しようとすることが著しく不合理であると認められるときは、受注者は発注者に對しその旨を報告し、施設の更新を請求することができる。

- 2 前項の請求があったときは、発注者は、速やかに委託施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の判断をするにあたり、受注者の業務遂行上及び安全管理上の要請を十分配慮しなければならない。
- 4 第1項の請求があったにもかかわらず、発注者が必要な施設の更新を行わなかつたため、受注者又は第三者に損害が生じた場合には、発注者はその損害を賠償する責を負う。ただし、受注者に故意又は過失がある場合には、発注者は、その程度に応じて、受注者に対する賠償の一部を控除し、又は第三者に対して発注者が賠償した金額の一部を受注者に求償することができる。

(施設改良等)

第36条 本件業務を効果的に実施するため、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、本件施設の一部について必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 本件業務を効果的に実施するため、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、コンピューターシステムの導入等、本件施設内に必要な設備を設置することができる。
- 3 前項の設備を設置する場合、受注者は必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本件施設に変更を加えることができる。この場合において、受注者は、当該変更の内容について事前に発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(業務の検査等)

第37条 受注者は、履行期間中、毎月及び毎年度の業務を完了したときは、速やかに業務完了届（以下「業務完了届」という。）及び業務報告書（以下「業務報告書」という。）を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による業務完了届及び業務報告書を受領したときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知する。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、本件業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第38条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、受注者から前項の規定による支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(水量の変動に基づく委託料の調整)

第39条 配水量や原水水質の変動等によりユーティリティ使用量が変動し、掛かる費用が大きく増減した場合、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更を相手方に請求することができ、発注者及び受注者の協議により変更を決する。

(物価の変動等に基づく委託料の変更)

第40条 予期することのできない特別な事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料の幅が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事業により履行期間内に急激な業務量の増減を生じ、業務委託料の額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、年度途中においても業務委託料の額の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、前2項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料（業務委託料金額から当該請求時の既履行分の業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）との差

額のうち変動前業務委託料の 100 分の 1 を超える額につき、業務委託料金額の変更に応じなければならない。

- 4 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求時を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。
- 6 第 4 項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 2 項又は第 5 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の減額又は支払停止等)

第 41 条 第 30 条に基づく発注者による実施状況の確認その他により、本件業務について要求水準書等及び提案書に定める内容及び水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、業務委託料を減額又は支払停止することができるものとする。

- 2 受注者が作成した各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書の作成等に対する業務委託料の支払後に判明した場合、発注者は、受注者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得た業務委託料相当額の返還を請求することができる。この場合、当該減額し得た業務委託料を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還するまでの日数につき、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

(不可抗力による損害)

第 42 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、発注者及び受注者双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、本契約に従って本件業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の規定により本契約の履行不能又は追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限度のものとするよう努力しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の通知を受けた場合、不可抗力に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内に契約の変更、追加費用の負担について合意が成立しないときは、発注者が本件業務の実施方法について指定を行うものとし、また、発注者は、かかる不可抗力により各年度に生じた追加費用のうち、業務委託料の年度総額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

(法令等の変更に伴う通知の付与)

第43条 契約締結日以降に法令等（法律・条令・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通常、ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁裁判所若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等をいう。以下同じ。）が変更されたことにより、本契約に従つて本件業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するときは、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。

2 発注者及び受注者は、前項の規定による通知がなされた日以降において、本契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなった場合は、履行期日における当該自己の義務が法令等に違反する限りにおいて、その履行を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令等の変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第44条 発注者は、前条第1項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に契約の変更、追加費用の負担について合意が成立しないときは、「法令等の変更による費用の負担割合」（別紙12）の定めるところに従つて、費用の負担を行う。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、業務が完了しない間は、次条から第48条に規定するほか、必要があるときは、この契約を解除できる。

2 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合においては、これらより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第46条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2月前までに、受注者に通知しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約の取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても本件業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに本件業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に本件業務が完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第31条第2項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第11条の規定に違反し、業務委託料債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 受注者がこの契約の本件業務の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の本件業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者が債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することが出来ない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体等であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号

及び次項において同じ。) が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等 (受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には その役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。
- ロ 暴力団 (暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合 (ヘに該当する場合を除く。) に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、受注者 (代表者又は構成員) がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 7 条第 1 項に規定する排除措置命令または独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する納付命令 (以下「排除措置命令等」という。) を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者 (受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人) が刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 49 条 第 47 条各号又は前条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 50 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 51 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 20 条及び第 21 条の規定により要求水準書等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 52 条 第 50 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(本件業務終了に伴う業務引継)

第 53 条 受注者は、本件業務が終了し、又は本契約が解除されたときは、発注者の指定する者に本件業務に関する引継（以下「本件業務引継」という。）を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 引継の必要がない事由を受注者が書面で発注者に提出し、これを発注者が認めた場合。
- (2) 発注者が、引継の必要がないと認めた場合。

2 受注者は、発注者と協議し決定した内容に従い、必要資料の提出及び技術指導を発注者の指定する者に対し実施するものとする。

3 発注者は、本件業務引継にあたり、必要に応じて、受注者及び発注者の指定する者との調整を行うものとする。

(解除に伴う措置)

第 54 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する委託料を、受注者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて

その損害を賠償しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、委託業務用地等に受注者が所有又は管理する委託業務に係る機械器具その他の物件（再委託先の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、委託業務用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は委託業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、委託業務用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条から第48条の規定によるときは発注者が定め、第50条又は第51条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（契約不適合責任）

第55条 発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請

求することができる。

5 発注者は、業務の完了から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(履行遅滞の場合における遅延違約金)

第 56 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者が履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、遅延違約金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、業務委託料（単価契約の場合は、業務委託料に実施予定数量を乗じた額に 100 分の 10 を加算した金額とする。また、発注者の検査に合格した完了部分があるときは、完了部分の業務委託料相当額を控除した金額とする。以下同じ。）に、遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき事由による日数を控除したものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 57 条 発注者は、第 47 条及び第 48 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 48 条第 1 項第 7 号及び第 9 号の規定によりこの契約が解除された場合を除き、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

- (1) 第 47 条又は第 48 条の規定により、履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 履行の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能になったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項又は第 2 項各号に定める場合において、受注者が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。受注者が既に共同企業体等を

解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

- 5 第1項又は第2項各号に定める場合（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 6 第1項の場合に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既済部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 7 第2項の場合（第48条第1項第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い）

第58条 受注者は、第48条第2項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第48条第2項第1号において、排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が認める場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。受注者が既に共同企業体等を解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

（賠償の予定）

第58条の2 受注者は、前条の規定により発注者がこの契約を解除することができるときにおいては、この契約を解除するか否かを問わず、業務委託料の額の10分の2に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定は、違約金の規定ではなく、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額

を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 第1項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第一項の責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求権等)

第59条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げるほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第38条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅滞利息として発注者に請求することができる。

(賠償金等の請求等)

第60条 発注者は、履行期間が完了した日から2年以内でなければ、この約款に規定する履行の請求、損害賠償の請求、違約金の請求（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、当該請求等の根拠となる受注者の契約違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求等ができる期間（以下第3項において「請求等可能期間」という。）は、履行期間が完了した日から10年とする。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約違反の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の債務不履行の責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が請求等可能期間の内に受注者の契約違反を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、請求等可能期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる受注者の契約違反に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

きる。

5 発注者は、業務の完了の際にこの契約に関して受注者の契約違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を知った日から1年以内に受注者に通知しなければ、当該契約違反に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約違反があることを知っていたときは、この限りでない。

6 受注者の契約違反が設計図書の記載内容、発注者若しくは調査職員の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約違反を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約の変更)

第61条 発注者及び受注者は、第42条（不可抗力による損害）若しくは第44条（法令等の変更に伴う協議及び追加費用の負担）の規定又はそれ以外の事由により契約の内容を追加し、又は変更するときは、当該追加又は変更につき発注者及び受注者間で合意後、変更契約を締結するものとする。

(秘密保持)

第62条 発注者及び受注者は、本契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
- (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (6) 発注者及び受注者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示

する場合

- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に關し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 本条に定める秘密保持義務は、本契約の終了後もその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第63条 受注者は、本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び篠栗町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第13号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者との間で行うものとする。
- (6) 本契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に關して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに關し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(遅延利息)

第64条 受注者は、本契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を経過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払済みまで、契約日における支払遅延防止法の率の遅延利息をもって計算する（千円未満は切り捨てるものとする。）。かかる計算は、遅延利息支払時における支払遅延防止法の率の遅延利息の額を超えないものとする。

(相殺)

第64条の2 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(業務従事者災害等)

第65条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第66条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第67条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(別紙1)

・履行場所

施設区分		施設名称	住所	
浄水場施設	浄水場	第1浄水場（既設※）	篠栗町大字篠栗3766番地5	
		第1浄水場（新設）	篠栗町大字篠栗2977番地	
		第2浄水場	篠栗町大字和田129番地1	
		城戸浄水場	篠栗町大字篠栗888番地2	
場外施設	水源	城戸取水井	篠栗町大字篠栗896番地15	
		1号取水井	篠栗町大字和田371番地3	
		2号取水井	篠栗町大字和田352番地3	
		3号取水井	篠栗町大字和田344番地6	
		4号取水井	篠栗町大字和田129番地1	
		5号取水井	篠栗町大字和田373番地2先	
		10号取水井	篠栗町大字和田170番地3	
		11号取水井	篠栗町大字和田433番地1	
		12号取水井	篠栗町大字津波黒688番地	
		山王取水井	篠栗町大字篠栗2349番地1	
	配水池	第1浄水場配水池	篠栗町大字篠栗3795番地2	
		第2浄水場配水池	篠栗町大字和田129番地2	
		城戸配水池	篠栗町大字篠栗1045番地2	
		高部（勝負谷）配水池	篠栗町大字篠栗4585番地6	
		若杉配水池	篠栗町大字若杉738番地1	
		池の端配水池	篠栗町大字津波黒111番地50	
		金出配水池	篠栗町大字金出3279番地24	
		彩り台受水槽	篠栗町彩り台346番地15	
	中継ポンプ場	勝負谷中継ポンプ場	篠栗町大字篠栗4270番地3	
		若杉中継ポンプ場	篠栗町大字若杉1037番地7	
		池の端中継ポンプ場	篠栗町大字津波黒119番地3	
		金出中継ポンプ場	篠栗町大字金出3260番地1先	
		彩り台中継ポンプ場	篠栗町彩り台346番地15	
水道用地		篠栗公園管理地	篠栗町中央六丁目4220番地2	
		今里団地管理地	篠栗町庄六丁目447番地6	

※既設第1浄水場施設の運転維持管理業務は、令和9年4月から新設第1浄水場施設の運用開始までの期間とする。